

浜の活力再生プラン

1 地域水産業再生委員会

組織名	島原半島南部地区地域水産業再生委員会
代表者名	村田 国博

再生委員会の構成員	島原半島南部漁業協同組合、南島原市
オブザーバー	長崎県（県南水産業普及指導センター）

※再生委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	<p>地域の範囲：南有馬町、口之津町、加津佐町 漁業の種類： 一本釣り41、延縄4、刺網5、 その他（藻類養殖、たこつぼ等複合）32</p> <p style="text-align: right;">実人数 計 82人</p>
-------------------	---

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

島原半島南部地区は、長崎県南部に位置し西に橘湾、東に有明海と早崎海峡を主要漁場として、刺網漁業、一本釣り漁業、たこつぼ漁業、ワカメ養殖が営まれている。平成26年度の水揚げ数量は448トン、水揚金額149百万円で、そのうちワカメ養殖業は277トン、24百万円、刺網漁業は45トン、30百万円、一本釣り漁業は43トン、37百万円であった。

当組合は、平成13年に南有馬町漁協と口之津町漁協と加津佐町漁協の3漁協が合併して設立した漁協である。

近年の水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少や水産物価格の低迷、組合員の高齢化、後継者の減少等により、水揚量・水揚金額ともに減少し、漁業経営は年々厳しさを増している。平成13年合併当初、250百万円の水揚高は、平成26年度149百万円と大幅に減少している。このような中、ヒジキ養殖試験に取組み、平成26年より本操業を開始し、平成27年は漁場拡大と漁業所得向上に向けた取組みを行っている。

平成10年度から南島原市の近隣5漁協と連携し、禁漁期間の実施を含む資源管理型漁業を推進するなどして、平成14年度からブランド化に取り組み、平成19年に商標登録を取得した「早崎瀬戸あらかぶ」は、現在、関西の大手スーパー2業者に直接販売を行っており、アラカブの単価も2割程度上昇している。そのため、他魚種でも都市部の大手スーパー等の取引先の開拓・直接販売を目指している。

(2) その他関連する現状等

平成26年度における当漁協の正組合員は97名、准組合員163名で構成されているが、正組合員の78%、准組合員の83%は60歳以上で組合員の高齢化は深刻である。漁業者を取り巻く環境は、燃油や資材の価格が高止まりと生産コストは増加、市場価格の長期低迷により、出漁しても赤字となり漁業者の生産意欲は低下しており、新たな後継者の確保は難しい状況にある。

正・准	20歳未満	20～29	30～39	40～49	50～59	60歳以上	合計
正	0	1	2	6	12	76	97
准	0	0	4	3	16	140	163
合計	0	1	6	9	28	216	260

※平成26年度業務報告書より

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

当漁協の漁業者は、一本釣り、刺網等の沿岸漁業を営む小規模な漁業者が大半である。水産資源の減少及び環境の変化、魚価の低迷、漁業経費の増加、漁業者の高齢化、後継者不足と多くの課題を抱えている。

このため、漁業所得の向上により漁村地域の活性化を図るため、本プランでは、以下の5本の柱を基本方針として取り組んでいくこととする。

【生産】

- ・藻類（ヒジキ・わかめ）養殖業への新規・増産の取組を行う。

【鮮度維持対策】

- ・高鮮度保持のため、全漁業者が自ら鮮度保持に取り組む。

【流通・販売対策】

- ・漁協及び漁業者は、カサゴを「早崎瀬戸アラカブ」のブランド化に取り組んでおり、現在関西を中心とした都市部への直接販売を0.3トン程度実施している。このため、直接取引取扱量の増大を図り、漁業者の所得向上を目指す。

- ・漁協及び漁業者は、南有馬地区で実施している朝市を継続して実施し、魚食普及と販路拡大に取り組む。

- ・加津佐支所を活用した活魚等の直売所を開設し、単価向上を目指す。

【水産加工品の開発】

- ・本漁協で水揚げされるタコは「はしり蛸」としてブランド化に取り組んでおり、たこの加工品の開発を行う。

【漁業生産の維持】

- ・水産資源の維持・回復、資源管理、栽培漁業の推進、食害生物の駆除
- ・磯焼け対策と海底耕耘の推進
- ・漁業経営セーフティネットへの加入促進
- ・船底清掃等の省燃油活動の取組み
- ・漁業後継者対策の取組み

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

長崎県漁業調整規則及び許可漁業の条件又は制限（固定式さし網漁業、流し網、たこつぼ漁業等の県知事許可漁業）
漁業権行使規則

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示等について記載する。

(3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1年目（平成28年度）

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組を実施し、基準年より漁業収入を4.0%向上させる。</p> <p>【生産】</p> <p>①一本釣りや刺網漁業を行う漁業者3名で、新規でヒジキ養殖を開始する。また、同様に一本釣り、刺網漁業と兼業でヒジキ養殖を行う漁業者4名が、ヒジキ養殖の増産に取り組む。</p> <p>②漁船漁業と兼業でワカメ養殖を行う漁業者1名が、ワカメの増産に取り組む。</p> <p>【鮮度維持対策】</p> <p>現在、水揚げされたマダイは、活魚での出荷を主に行っているが、小型のマダイや、活魚の状態を保てないと漁協で判断したマダイは、鮮魚として出荷している。</p> <p>このため、マダイは漁獲直後に氷を使った鮮度保持が必要となるが、氷の準備をして出漁していない場合があるなど、その取扱が統一されていないため、鮮度が低下している場合がある。このため、氷の使用などの鮮度保持の方法について、漁協及び漁業者で協議を始める。</p> <p>【流通・販売】</p> <p>①本漁協は、早崎瀬戸で獲れるカサゴをブランド化するため平成19年に「早崎瀬戸あらかぶ」で商標登録を取得している。現在、関西の大手スーパーと年2回の直接取引を行っており、単価も2割程度上昇している。このため、同スーパーへの販売量の増加を目指し、漁協及び漁業者で協議を始める。</p> <p>また、漁協の地元スーパーとの取引は全体の16%程度となっているが、市場への出荷などと比較すると単価が4割程度上昇する。このため、漁協は地元スーパーとの取引増加を目指して、漁協及び漁業者で協議を始める。</p> <p>②本漁協の南有馬支所では、漁協青壮年部主体となって、荷さばき所前で朝市を開催している。月に1回程度の開催となるが、地元住民のみでなく、市内全域から来場者があり、地元で水揚げされる魚のPRになっている。</p> <p>この取組を継続することにより、魚食普及と販路拡大につなげるため、取り扱う魚種や数量等や開催方法について、漁協及び漁業者で協議を続ける。</p> <p>③本地域の南部に位置する加津佐支所では、現在セリ売りを行っており、市内だけでなく島原半島内の業者が参加している。また、南有馬・口之津の魚も加津佐支所へ運搬している。しかし、地域のスーパーでの鮮魚販売はあるものの、鮮魚店は減少し、地元産魚の購入については不便な状況となっている。</p> <p>このため、漁協は、加津佐支所を活用し、鮮魚の直売所を目指すため、市等との協議を開始する。</p> <p>④本地域で漁獲されるマダコを「島原半島はしり蛸」としてブランド化を目指して、関係する漁協や市、観光連盟などで協議会を設立している。これまでに商標登録を行うとともに、地元取扱店を増やし、知名度向上を図る取組等を行っている。今後は、漁協は地元の飲食店や宿泊施設等の協力を得て、料理の食材としての利用法も検討しながら、取組を継続して行き単価の向上を図る。</p> <p>【水産加工品】</p> <p>①本地域で「はしり蛸」としてブランド化に取り組んでいるタコを、真空包装商品化して所得向上を目指す取組を行っている。現在試作品を製作し、南有馬支所の荷さばき所前で、月に1回程度開催している朝市の際に、来場したお客様に試食アンケート調査をするなどして商品化を検討中である。このため、販売ターゲットや単価設定、作業工程等について、協議を続け、早期商品化に取り組む。</p> <p>【漁業生産の維持・担い手】</p> <p>①荷捌所や製氷施設等の関連施設は漁業生産活動を行う上で、重要な施設であるため、漁業者及び漁協は適切な維持・管理に努める。</p> <p>②全ての漁業者は、藻場造成のための母藻の設置や岩盤清掃等、干潟の保全のための耕うん等の漁場の生産力回復に向けた取り組みを行う。</p> <p>③漁協は、県事業「漁業就業者確保育成総合対策事業」を活用し、県・市と連携して漁業新規就業者の確保に取り組む。</p> <p>④漁協は市と協力して、産卵壺を投入してタコの保護、増殖を図る。また、イカの産卵床を設置して増殖保護を行う取組を継続して実施する。</p>
--------------	--

<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組を行うことにより、基準年より2.3%の経費削減を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は、燃費向上のため船底清掃を実施する。 ・全漁業者は、減速航行によりエンジン回転数を抑えて、燃費向上を図る。 ・全漁業者は、エンジン機器等のメンテナンスを実施する。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティーネット構築事業 ・水産多面的機能発揮対策事業

2年目（平成29年度）

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>以下の取組を実施し、基準年より漁業収入を4.5%向上させる。</p> <p>【生産】</p> <p>①一本釣り、刺網漁業と兼業でヒジキ養殖を行う漁業者7名が、ヒジキ養殖の増産に取り組む。</p> <p>②漁船漁業と兼業でワカメ養殖を行う漁業者1名が、引き続きワカメの増産に取り組む。</p> <p>【鮮度維持対策】</p> <p>現在、水揚げされたマダイは、活魚での出荷を主に行っているが、小型のマダイや、活魚の状態を保てないと漁協で判断したマダイは、鮮魚として出荷している。</p> <p>このため、マダイは漁獲直後に氷を使った鮮度保持が必要となるが、氷の準備をして出漁していない場合があるなど、その取扱が統一されていないため、鮮度が低下している場合がある。このため、氷の使用などの鮮度保持の方法について、統一するためにマニュアル化を図る。</p> <p>【流通・販売】</p> <p>①本漁協は、早崎瀬戸で獲れるカサゴをブランド化するため平成19年に「早崎瀬戸あらかぶ」で商標登録を取得している。現在、関西の大手スーパーと年2回の直接取引を行っており、単価も2割程度上昇している。このため、同スーパーへの販売量の増加を目指し、漁協及び漁業者で増大できる数量の把握を行うとともに、漁協は取引先との協議を始める。</p> <p>また、漁協の地元スーパーとの取引は全体の16%程度となっているが、市場への出荷などと比較すると単価が4割程度上昇する。このため、漁協は地元スーパーとの取引増加を目指して、増大できる数量の把握を行う。</p> <p>②本漁協の南有馬支所では、漁協青壮年部主体となって、荷さばき所前で朝市を開催している。月に1回程度の開催となるが、地元住民のみでなく、市内全域から来場者があり、地元で水揚げされる魚のPRになっている。</p> <p>この取組を継続することにより、魚食普及と販路拡大につなげるため、毎月の開催時期や開催時間を設定し、定例化することにより地元の知名度向上と定着を図る。</p> <p>③本地域の南部に位置する加津佐支所では、現在セリ売りを行っており、市内だけでなく島原半島内の業者が参加している。また、南有馬・口之津の魚も加津佐支所へ運搬している。しかし、地域のスーパーでの鮮魚販売はあるものの、鮮魚店は減少し、地元産魚の購入については不便な状況となっている。</p> <p>このため、漁協は、加津佐支所を活用し、鮮魚の直売所を目指すため、どのような販売方法が本地域に適しているかを事例等の情報収集を行い、検討する。</p> <p>④本地域で漁獲されるマダコを「島原半島はしり蛸」としてブランド化を目指して、関係する漁協や市、観光連盟などで協議会を設立している。これまでに商標登録を行うとともに、地元取扱店を増やし、知名度向上を図る取組等を行っている。今後は、漁協は地元の飲食店や宿泊施設等の協力を得て、料理の食材としての利用法や、独自に料理レシピを検討しながら、単価の向上を図る。</p> <p>【水産加工品】</p> <p>①本地域で「はしり蛸」としてブランド化に取り組んでいるタコを、真空包装商品化して所得向上を目指す取組を行っている。試作品を製作し、月に1回程度開催している朝市の際に、来場したお客様を対象に試食アンケート調査を行う。その結果を基に、販売ターゲットや価格設定、作業工程等を決定し、商品化を行う。</p>
---------------------	---

	<p>【漁業生産の維持・担い手】</p> <p>①荷捌所や製氷施設等の関連施設は漁業生産活動を行う上で、重要な施設であるため、漁業者及び漁協は適切な維持・管理に努める。</p> <p>②全ての漁業者は、藻場造成のための母藻の設置や岩盤清掃等、干潟の保全のための耕うん等の漁場の生産力回復に向けた取り組みを行う。</p> <p>③漁協は、県事業「漁業就業者確保育成総合対策事業」を活用し、県・市と連携して漁業新規就業者の確保に取り組む。</p> <p>④漁協は市と協力して、産卵壺を投入してタコの保護、増殖を図る。また、イカの産卵床を設置して増殖保護を行う取組を継続して実施する。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>以下の取組を行うことにより、基準年より2.3%の経費削減を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は、燃費向上のため船底清掃を実施する。 ・全漁業者は、減速航行によりエンジン回転数を抑えて、燃費向上を図る。 ・全漁業者は、エンジン機器等のメンテナンスを実施する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティーネット構築事業 ・水産多面的機能発揮対策事業

3年目（平成30年度）

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組を実施し、基準年より漁業収入を5.2%向上させる。</p> <p>【生産】</p> <p>①一本釣り、刺網漁業と兼業でヒジキ養殖を行う漁業者7名が、ヒジキ養殖の増産に取り組む。</p> <p>②漁船漁業と兼業でワカメ養殖を行う漁業者1名が、引き続きワカメの増産に取り組む。</p> <p>【鮮度維持対策】</p> <p>現在、水揚げされたマダイは、活魚での出荷を主に行っているが、小型のマダイや、活魚の状態を保てないと漁協で判断したマダイは、鮮魚として出荷している。</p> <p>このため、マダイは漁獲直後に氷を使った鮮度保持が必要となるが、氷の準備をして出漁していない場合があるなど、その取扱が統一されていないため、鮮度が低下している場合がある。このため、氷の使用などの鮮度保持をマニュアルに沿って実施する。</p> <p>【流通・販売】</p> <p>①本漁協は、早崎瀬戸で獲れるカサゴをブランド化するため平成19年に「早崎瀬戸あらかぶ」で商標登録を取得している。現在、関西の大手スーパーと年2回の直接取引を行っており、単価も2割程度上昇している。このため、同スーパーへの販売量の増加を目指し、取引先と出荷数量の調整等協議を行う。</p> <p>また、漁協の地元スーパーとの取引は全体の16%程度となっているが、市場への出荷などと比較すると単価が4割程度上昇する。このため、漁協は地元スーパーとの取引増加を目指して、取引先と出荷数量の調整等協議を行う。</p> <p>②本漁協の南有馬支所では、漁協青壮年部主体となって、荷さばき所前で朝市を開催している。月に1回程度の開催となるが、地元住民のみでなく、市内全域から来場者があり、地元で水揚げされる魚のPRになっている。</p> <p>この取組を継続することにより、魚食普及と販路拡大につなげる。また、市外からの来場者増加を図るため、市のHPや広報誌、新聞の折り込み広告等を活用し、周知を行う。</p> <p>③本地域の南部に位置する加津佐支所では、現在セリ売りを行っており、市内だけでなく島原半島内の業者が参加している。また、南有馬・口之津の魚も加津佐支所へ運搬している。しかし、地域のスーパーでの鮮魚販売はあるものの、鮮魚店は減少し、地元産魚の購入については不便な状況となっている。</p> <p>このため、漁協は、加津佐支所を活用し、鮮魚の直売所を目指すため、収集した情報をまとめ、地域に適した販売方法を元に、販売魚種・価格・規格等の具体的な計画を立てる。</p> <p>④本地域で漁獲されるマダコを「島原半島はしり蛸」としてブランド化を目指して、関係する漁協や市、観光連盟などで協議会を設立している。これまでに商標登録を行うとともに、地元取扱店を増やし、知名度向上を図る取組等を行っている。今後は、漁協は地元の飲食店や宿泊施設等の協力を得て、料理の食材としての利用法や、独自に料理レシピを検討しながら、単価の向上を図る。</p>
--------------	---

	<p>【水産加工品】</p> <p>①本地域で「はしり蛸」としてブランド化に取り組んでいるタコを、真空包装商品化して所得向上を目指す取組を行っており、製作した商品を南有馬支所の荷さばき所前で開催している朝市の際に、販売を実施し、併せて市場調査を行う。</p> <p>【漁業生産の維持・担い手】</p> <p>①荷捌所や製氷施設等の関連施設は漁業生産活動を行う上で、重要な施設であるため、漁業者及び漁協は適切な維持・管理に努める。</p> <p>②全ての漁業者は、藻場造成のための母藻の設置や岩盤清掃等、干潟の保全のための耕うん等の漁場の生産力回復に向けた取り組みを行う。</p> <p>③漁協は、県事業「漁業就業者確保育成総合対策事業」を活用し、県・市と連携して漁業新規就業者の確保に取り組む。</p> <p>④漁協は市と協力して、産卵壺を投入してタコの保護、増殖を図る。また、イカの産卵床を設置して増殖保護を行う取組を継続して実施する。</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>以下の取組を行うことにより、基準年より2.3%の経費削減を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は、燃費向上のため船底清掃を実施する。 ・全漁業者は、減速航行によりエンジン回転数を抑えて、燃費向上を図る。 ・全漁業者は、エンジン機器等のメンテナンスを実施する。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティーネット構築事業 ・水産多面的機能発揮対策事業

4年目（平成31年度）

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取組を実施し、基準年より漁業収入を6.3%向上させる。</p> <p>【生産】</p> <p>①一本釣り、刺網漁業と兼業でヒジキ養殖を行う漁業者7名が、ヒジキ養殖の増産に取り組む。</p> <p>②漁船漁業と兼業でワカメ養殖を行う漁業者1名が、引き続きワカメの増産に取り組む。</p> <p>【鮮度維持対策】</p> <p>現在、水揚げされたマダイは、活魚での出荷を主に行っているが、小型のマダイや、活魚の状態を保てないと漁協で判断したマダイは、鮮魚として出荷している。</p> <p>このため、マダイは漁獲直後に氷を使った鮮度保持が必要となるが、氷の準備をして出漁していない場合があるなど、その取扱が統一されていないため、鮮度が低下している場合がある。このため、氷の使用などの鮮度保持をマニュアルに沿って実施する。</p> <p>【流通・販売】</p> <p>①本漁協は、早崎瀬戸で獲れるカサゴをブランド化するため平成19年に「早崎瀬戸あらかぶ」で商標登録を取得している。現在、関西の大手スーパーと年2回の直接取引を行っており、単価も2割程度上昇している。このため、同スーパーへの販売量の増加を目指し、協議の上、取引数量の増大を図る。</p> <p>また、漁協の地元スーパーとの取引は全体の16%程度となっているが、市場へのお荷などと比較すると単価が4割程度上昇する。このため、漁協は地元スーパーとの取引増加を目指して、協議の上、取引数量の増大を図る。</p> <p>②本漁協の南有馬支所では、漁協青壮年部主体となって、荷さばき所前で朝市を開催している。月に1回程度の開催となるが、地元住民のみでなく、市内全域から来場者があり、地元で水揚げされる魚のPRになっている。</p> <p>この取組を継続することにより、魚食普及と販路拡大につなげる。また、市外からの来場者増加を図るため、市のHPや広報誌、新聞の折り込み広告等を活用し、周知を行う。</p>
--------------	--

	<p>③本地域の南部に位置する加津佐支所では、現在セリ売りを行っており、市内だけでなく島原半島内の業者が参加している。また、南有馬・口之津の魚も加津佐支所へ運搬している。しかし、地域のスーパーでの鮮魚販売はあるものの、鮮魚店は減少し、地元産魚の購入については不便な状況となっている。</p> <p>このため、漁協は、加津佐支所を活用し、鮮魚の直売所を目指すため、漁業者や市と協議を行い、施設整備を検討する。</p> <p>④本地域で漁獲されるマダコを「島原半島はしり蛸」としてブランド化を目指して、関係する漁協や市、観光連盟などで協議会を設立している。これまでに商標登録を行うとともに、地元取扱店を増やし、知名度向上を図る取組等を行っている。今後は、漁協は地元の飲食店や宿泊施設等の協力を得て、料理の食材としての利用法や、独自に料理レシピを検討しながら、単価の向上を図る。</p> <p>【水産加工品】</p> <p>①本地域で「はしり蛸」としてブランド化に取り組んでいるタコを、真空包装商品化して所得向上を目指す取組を行っている。市場調査をふまえて、価格設定等を再度見直し、商品の本格的な販売に取り組む。</p> <p>【漁業生産の維持・担い手】</p> <p>①荷捌所や製氷施設等の関連施設は漁業生産活動を行う上で、重要な施設であるため、漁業者及び漁協は適切な維持・管理に努める。</p> <p>②全ての漁業者は、藻場造成のための母藻の設置や岩盤清掃等、干潟の保全のための耕うん等の漁場の生産力回復に向けた取組を行う。</p> <p>③漁協は、県事業「漁業就業者確保育成総合対策事業」を活用し、県・市と連携して漁業新規就業者の確保に取り組む。</p> <p>④漁協は市と協力して、産卵壺を投入してタコの保護、増殖を図る。また、イカの産卵床を設置して増殖保護を行う取組を継続して実施する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組を行うことにより、基準年より2.3%の経費削減を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は、燃費向上のため船底清掃を実施する。 ・全漁業者は、減速航行によりエンジン回転数を抑えて、燃費向上を図る。 ・全漁業者は、エンジン機器等のメンテナンスを実施する。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティーネット構築事業 ・水産多面的機能発揮対策事業

5年目（平成32年度）

	<p>以下の取組を実施し、基準年より漁業収入を8.0%向上させる。</p> <p>【生産】</p> <p>①一本釣り、刺網漁業と兼業でヒジキ養殖を行う漁業者7名が、ヒジキ養殖の増産に取り組む。</p> <p>②漁船漁業と兼業でワカメ養殖を行う漁業者1名が、引き続きワカメの増産に取り組む。</p> <p>【鮮度維持対策】</p> <p>現在、水揚げされたマダイは、活魚での出荷を主に行っているが、小型のマダイや、活魚の状態を保てないと漁協で判断したマダイは、鮮魚として出荷している。</p> <p>このため、マダイは漁獲直後に氷を使った鮮度保持が必要となるが、氷の準備をして出漁していない場合があるなど、その取扱が統一されていないため、鮮度が低下している場合がある。このため、氷の使用などの鮮度保持をマニュアルに沿って実施する。</p> <p>【流通・販売】</p> <p>①本漁協は、早崎瀬戸で獲れるカサゴをブランド化するため平成19年に「早崎瀬戸あらかぶ」で商標登録を取得している。現在、関西の大手スーパーと年2回の直接取引を行っており、単価も2割程度上昇している。このため同スーパーへの直接取引の増大を図る。</p> <p>また、漁協の地元スーパーとの取引は全体の16%程度となっているが、市場への出荷などと比較すると単価が4割程度上昇する。このため、漁協は地元スーパーとの取引増大を図る。</p>
--	---

<p>漁業収入向上のための取組</p>	<p>②本漁協の南有馬支所では、漁協青壮年部主体となって、荷さばき所前で朝市を開催している。月に1回程度の開催となるが、地元住民のみでなく、市内全域から来場者があり、地元で水揚げされる魚のPRになっている。</p> <p>この取組を継続することにより、魚食普及と販路拡大につなげる。また、市外からの来場者増加を図るため、市のHPや広報誌、新聞の折り込み広告等を活用し、周知を行う。</p> <p>③本地域の南部に位置する加津佐支所では、現在セリ売りを行っており、市内だけでなく島原半島内の業者が参加している。また、南有馬・口之津の魚も加津佐支所へ運搬している。しかし、地域のスーパーでの鮮魚販売はあるものの、鮮魚店は減少し、地元産魚の購入については不便な状況となっている。</p> <p>このため、漁協は、加津佐支所を活用し、鮮魚の直売による魚価向上を目指すため、漁協による鮮魚直売所を設置する。</p> <p>④本地域で漁獲されるマダコを「島原半島はしり蛸」としてブランド化を目指して、関係する漁協や市、観光連盟などで協議会を設立している。これまでに商標登録を行うとともに、地元取扱店を増やし、知名度向上を図る取組等を行っている。今後は、漁協は地元の飲食店や宿泊施設等の協力を得て、料理の食材としての利用法や、独自に料理レシピを検討しながら、単価の向上を図る。</p> <p>【水産加工品】</p> <p>①本地域で「はしり蛸」としてブランド化に取り組んでいるタコを、真空包装商品化して所得向上を目指すため、製作した商品を市広報誌への掲載や、折り込みチラシの配布などを行うことで知名度の向上を図り、販売量を増大させる。</p> <p>【漁業生産の維持・担い手】</p> <p>①荷捌所や製氷施設等の関連施設は漁業生産活動を行う上で、重要な施設であるため、漁業者及び漁協は適切な維持・管理に努める。</p> <p>②全ての漁業者は、藻場造成のための母藻の設置や岩盤清掃等、干潟の保全のための耕うん等の漁場の生産力回復に向けた取り組みを行う。</p> <p>③漁協は、県事業「漁業就業者確保育成総合対策事業」を活用し、県・市と連携して漁業新規就業者の確保に取り組む。</p> <p>④漁協は市と協力して、産卵壺を投入してタコの保護、増殖を図る。また、イカの産卵床を設置して増殖保護を行う取組を継続して実施する。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>以下の取組を行うことにより、基準年より2.3%の経費削減を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全漁業者は、燃費向上のため船底清掃を実施する。 ・全漁業者は、減速航行によりエンジン回転数を抑えて、燃費向上を図る。 ・全漁業者は、エンジン機器等のメンテナンスを実施する。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業経営セーフティーネット構築事業 ・水産多面的機能発揮対策事業 ・産地水産業強化支援事業

(4) 関係機関との連携

再生委員会事務局である島原半島南部漁協を中心に、再生委員会のメンバーである南島原市と連携し、所得向上やコスト削減のための取組を実施するとともに、取組の成果について検証等を行う。また、必要に応じオブザーバーである長崎県と連携しながら取組を推進する。

4 目標

(1) 数値目標

漁業所得の向上	以上	基準年	平成	年度	： 漁業所得	千円
		目標年	平成	年度	： 漁業所得	千円

(2) 上記の算出方法及び妥当性

※算出の根拠及びその方法等について詳細に記載し、必要があれば資料を添付すること。

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性
漁業経営セーフティネット構築事業	燃油高騰に備え、漁業経営の安定を図る。
水産多面的機能発揮対策事業	藻場・干潟の漁場環境の改善を図る。
産地水産業強化支援事業	加津佐支所を、直売所の機能を有した施設に整備し魚価の向上を図る。

※ 関連事業には、活用を予定している国（水産庁以外を含む）、地方公共団体等の補助金・基金等を記載。ただし、本欄への記載をもって、事業の活用を確約するものではない。

※ 具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び浜の活力再生プランとの関係性」のみ記載する。